

庄内広域水道企業団が発注する建設工事の現場代理人常駐義務緩和に関する運用
基準

令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、庄内広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注した建設工事（以下「工事」という。）において、庄内広域水道企業団建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第11条第3項の規定により現場代理人の常駐義務を緩和することのできる運用について定めるものとする。

(現場代理人の常駐を要しないとすることができる期間)

第2条 次の各号のいずれかに該当する期間であって、かつ、工事の施行担当課との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人の常駐を要しないとすることができる。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施行を一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行なわれている期間

(4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(別件工事との兼務可能要件)

第3条 山形県建設工事請負契約約款において、山形県県土整備部が現場代理人の常駐義務緩和を認める要件に準じて、別件工事との兼務を認める。

2 前項により準じる場合、施工箇所が同一総合支庁本庁舎又は同一地域振興局管内とあるのは、施工箇所が企業団給水区域内と読み替える。

(手続き)

第4条 工事の施行担当課は、工事受注者から工事打合簿等により約款第11条第3項に関する協議があった場合には、前2条に規定する事項を確認したうえで回答するものとする。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。